

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第123号
事故等種類	サーファー負傷
発生日時	平成24年8月5日（日） 15時00分ごろ
発生場所	茨城県鹿嶋市 <small>だいしやうしぎまき</small> 大小志崎海岸 鹿嶋市所在の鹿嶋灯台から真方位341° 5.4海里付近 （概位 北緯36° 04.7′ 東経140° 36.8′）
事故等調査の経過	平成24年8月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 真咲丸、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	230-50377茨城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士
死傷者等	軽傷 1人（サーファー）
損傷	不明
事故等の経過	本船は、大小志崎海岸沖を遊走していた。 サーファーは、平成24年8月5日午前10時ごろから他の仲間達約30人と大小志崎の海岸でサーフィンを始めた。 サーファーは、約2時間サーフィンを楽しんだのち、サーフィンを終えるつもりで岸近くまでライディングし、水深約1mの場所を陸に向かって歩いていったところ、15時00分ごろ背後から本船が追突して倒れた。 サーファーは、事故を見ていた仲間数人に救助され、茨城県神栖市の病院に搬送されて手当てを受け、全治3週間の腰部打撲と診断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3 海象：潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	サーファーは、黒色のショートジョンタイプのウエットスーツを着用し、飲酒はしていなかった。 サーファーは、船長が、遊泳者のいる水域を避けずに遊走した上、飲酒のために注意力が無くなっていたものと思った。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、大小志崎海岸沖を遊走中、サーフィンを終えて陸に向かって歩行中のサーファーと衝突したことから、サーファーが負傷したも

	<p>のと考えられる。</p> <p>船長は、前方の見張りを行っていなかったか、操縦不能に陥ったかしてサーファーと衝突したのと考えられるが、船長から情報を得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、大小志崎海岸沖を遊走中、サーフィンを終えて陸に向かって歩行中のサーファーに衝突したため、発生したのと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイを操縦するときは、周囲に遊泳者やサーファーがいないことを確かめて操縦すること。</li> <li>・水上オートバイを操縦するときは、飲酒をしないこと。</li> </ul>